

## 運営規程

令和5年度 4月1日

### (施設の名称等)

第1条 一般社団法人 葵学園が設置する保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 葵保育園

(2) 所在地 静岡市駿河区有東 2-2-22

### (施設の目的)

第2条 葵保育園（以下「当園」という。）は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

### (運営の理念・方針)

第3条 保育所は、子どもが健やかに育ち、豊かな人間性を育み、人格形成の基礎となる乳幼児期に生きる力を培っていく所です。

ひとりの人格者として向き合い、五感を使った豊かな体験を積み重ねていくことで、子どもの持つ可能性を十分に引き出し、独り立ちできる子どもを育てています。

- ・全身を使って遊び、気力・体力のある丈夫な身体の子
- ・友だちを思いやる気持ちを持ち、生命を大切にする子
- ・仲間の中で自分も一緒に成長していく子
- ・自分なりの考え方を持ち、その場に応じた判断ができる子
- ・感性豊かな子

### (提供する特定教育・保育の内容)

第4条 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 施設長 1人、園長 1人

施設長及び園長は、特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 主任 1人

主任保育士は、施設長及び園長を補佐するとともに、計画の立案や利用子どもの保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。

(3) 保育士 19人

保育士は、保育課程及び指導計画の立案をし、その課程及び計画に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(4) 保育補助者 1人

保育補助者は、保育士の職務を助ける。

(5) 事務職員 1人

事務職員は、当園の事務を行う。

(6) 調理員 3人

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(特定教育・保育を行う日)

第6条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 年始休日（1月1日～3日）

(3) 年末休日（12月29日～31日）

※お盆に関しては希望保育とし、希望児童数が0の場合は休業とする

3 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

(特定教育・保育の提供を行う時間等)

第7条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）は、7時から18時の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）は、8時30分から16時30分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

2 当園の開所時間は、次のとおりとする。

- ・ 月曜日から金曜日 7時から18時  
18時以降は延長保育（19時まで）
- ・ 土曜保育 7時～17時まで

3 当園は、利用子どもが、やむを得ない理由により、保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）及び保育短時間認定に係る保育時間（8時間）の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において延長保育事業を実施することとする。

(利用者負担その他の費用等)

第8条 利用子どもの保護者は、保護者の居住する市町村が定める利用者負担をその居住する市町村に支払うものとする。

2 当園は、延長保育事業の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表1に掲げる費用を徴収する。

3 その他、主食費、副食費、用品代、保護者会費等、当園が指定した項目については必要に応じて徴収するものとする。尚、徴収に際しては事前に書面等にて告知をするものとする。

※主食・副食費については2号児のみ発生（3号児は保育料に含まれる）

金額は以下の通り

主食費…毎月 1000円

副食費…毎月 4500円

(利用定員)

第9条 利用定員は、次のとおりとする。

学年	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
2号・3号	12人	15人	15人	16人	16人	16人	90人

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第10条 当園は、市が行った利用調整により当園の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

2 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認する。

3 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。

(2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。

(3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第11条 当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第12条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(葵保育園緊急対応マニュアル、消防計画等参照)

(虐待の防止のための措置)

第13条 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第14条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第15条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 当園は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

(記録の整備)

第16条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画
- (2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録
- (3) 苦情の内容等の記録
- (4) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

<別表 1>

項目	金額
保育認定子どもの延長保育に係る利用者負担	<ul style="list-style-type: none"><li>・短時間保育延長料は30分毎 100円</li><li>・標準時間保育延長料は 200円</li><li>・例外として 19時を超過した場合は 400円加算</li></ul>

